

甲府法人会たより



バスケットボールクリニック&税金教室

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

主な内容

- 巻頭寄稿
- 第15回定時総会
- 甲府税務署の異動関係
- 税金教室
- バスケットボールクリニック&税金教室
- タオル等寄贈
- 令和8年度税制改正に関する提言
- 法律相談Q & A
- 税務相談Q & A



令和7年8月

第167号

題字 関 会長

法人会
消費税期限内納付
推進運動

「副会長・組織委員長に就任して」



篠原 義明

本年5月の定時総会において、甲府法人会の副会長と組織委員長に就任しました篠原貿易株式会社、篠原義明です。

「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、「税制改正に関する提言」「研修活動」「地域社会貢献活動」を3つの柱として活動する「法人会」という組織にとつて、組織委員会が担う「組織の強化・充実」はとても重要なことであると認識しております。

組織委員会はご存知の通り、「組織の強化・充実」を会員を増やしていくことがメインの活動となります。その為には、法人会という組織をまず知ってもらい、活動に関心を持ってもらうことが大切ですので、広報委員会ははじめの委員会と連携して活動を進めて行きたいと思っております。

また、全法連では全国の会員数70万社回復に向けて「役員一人一社の獲得」を目標に掲げて入会活動を展開することになっています。役員の皆さまが「一人一社」を紹介頂くためには、ご自身が法人会で活動し

て「良かった」と感じなくては他人には勧められません。是非、法人会の活動に積極的に参加し「良かった」と感じられるものを見つけて頂きたいと思っております。

例えば甲府法人会ではブロック毎に税の研修会やその後の税務当局を交えての懇談会を行っています。この会は税に対する意見交換を自由闊達に出来る機会として法人会ならではの特色ある会だと思っております。

また、青年・女性部会を中心に小学校の教室に向向いて行き、授業の一環として税金教室を行う「租税教育活動」も実施しています。将来を担う、小学校6年生の児童に「税の大切さ」を教えながら、自らも税の役割を改めて確認する機会をともなっています。是非、多くの会員企業の皆さんにも経験して頂きたいと思っております。

更に本年11月には全国の青年部会員2,000名をお迎えする「全国青年の集い」が山梨で開催されます。青年部会の皆さんは、大会成功という大きな目標に向かって取り組みながら、異業種交流の場を作り上げていきます。この機会にご参加頂く事は成功体験を共有するチャンスです。

法人会活動に参加して「良かった」と感じられる組織づくりに尽力していきたいと思っております。役員および会員の皆様方のご協力を宜しくお願い致します。

(篠原貿易株式会社 代表取締役社長)

「会員に寄り添い、地域に根ざす広報活動を目指して」



太田 丈三

このたび、甲府法人会の広報委員長を拝命いたしました。太田工業株式会社 太田丈三です。微力ながら皆様のお力添えをいただきながら、広報活動に努めてまいりたいと存じます。

法人会の広報紙「甲府法人会だより」は、長年にわたり、会員の皆様にとって有益な情報を提供し続けてきました。過去の発行内容を振り返ると、青年部会・女性部会・各専門部会の活動報告をはじめ、地域貢献活動、税務・法律相談、新会員の紹介や研修予定の案内など、まさに法人会の「今」を伝える貴重な紙面となっております。これらは単なる情報の羅列ではなく、会員同士のつながりや地域社会との関係性を可視化し、法人会の価値を共有する重要な役割を果たしていると感じております。

今年度の広報活動にあたっては、こうした伝統を継承しつつ、さらに「会員の役に立つ広報」を意識してまいります。

ます。税制や経営に関する制度改正の情報、事業経営に関する実務的な知識、地域の課題やトレンドなど、会員企業の皆様日々の経営に役立てられる情報提供を一層強化していきたいと考えております。

また、法人会が行う地域貢献活動にも注目し、地域から信頼される法人会の姿を積極的に発信してまいります。脱炭素社会の推進、防災・減災活動、地元学校との連携による次世代育成など、法人会が果たしている地域に対する役割を、紙面等を通じて丁寧に伝えてまいります。

広報は「つたえる」だけでなく「つながらせる」ための手段です。会員の皆様が法人会にさらに関心を持ち、主体的に関わっていただけるよう、わかりやすく、親しみやすく、そして信頼される広報活動を委員一同、心を込めて取り組んでまいります。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

(太田工業株式会社 代表取締役)



第15回定時総会を開催

5月22日、アピオ甲府タワー館において、第15回定時総会を開催し、
 会員企業118社が出席しました。

本総会は開会長の挨拶の後、
 第46回理事会決議を経て上程さ
 れた議案の審議を行い、令和6
 年度決算、役員選任の議案が審
 議され、満場一致にて承認され
 ました。

令和7年度も、「税知識の普及・
 啓発活動」の拡大や、社会貢献
 事業などに一層力を入れていく
 ことなどを確認しました。

定時総会後の表彰式では、当
 会に永年ご尽力をいただいた役
 員等に対する表彰を行いました。



定時総会



表彰式

退任役員感謝状贈呈

近藤 誠 副会長

輿水 順彦 常任理事

内田 博 常任理事

井上 善展 常任理事

齊藤 基樹 常任理事

荻野 寛二 常任理事

小林 重夫 常任理事

秋山 勉 常任理事

笠井 健夫 常任理事

小松 茂仁 常任理事

井口 和則 常任理事

笹本 健次 常任理事

山村 一 常任理事

栗山 直樹 常任理事

梅本 実 常任理事

丹沢 始 常任理事

功労者表彰受表彰者

早野 正泰 理事

伴野 公亮 理事

長坂 恵 事務局

会員増強表彰

飯沼 良二 理事

中村 国男 理事

令和7～8年度 役員名簿(令和7年5月22日決議時)

役職	氏名	法人名
会長	関 光 良	㈱山梨中央銀行
副会長	佐々木 宏 明	山梨トヨタ自動車㈱
〃	上 原 勇 七	㈱印傳屋上原勇七
〃	小 林 成 光	㈱小林製作所
〃	小 野 光 一	金精軒製菓㈱
〃	篠 原 義 明	篠原貿易㈱
専務理事	酒 井 信	(公社)甲府法人会
常任理事	坂 本 政 彦	㈱坂本建運
〃	鈴 木 淳 郎	㈱テレビ山梨
〃	依 田 訓 彦	㈱少國民社
〃	鶴 田 哲 嗣 郎	㈱鶴田電気
〃	太 田 丈 三	太田工業㈱
〃	笹 本 清 美	白根運送㈱
〃	飯 沼 良 二	㈱ジュエリーイヌマ
理事	山 寺 英 一 郎	井筒屋醤油㈱
〃	湯 沢 基	湯沢工業㈱
〃	井 上 重 良	㈱国母工業団地工業会
〃	長谷川 正 一 郎	長谷川醸造㈱
〃	小 澤 博 音	㈱川音運輸
〃	宮 川 武	㈱甲斐延
〃	小 澤 一 正	アジア燃料㈱
〃	清 水 新 司	清水工業㈱
〃	早 野 正 泰	㈱早野組
〃	寺 井 英 仁	寺井木材㈱

役職	氏名	法人名
理事	相 原 紀 幸	㈱相原商事
〃	依 田 道 徳	㈱依田商店
〃	相 川 幹 夫	龍王産業㈱
〃	矢 部 兵 衛	㈱シンゲン
〃	鈴 木 浩 文	鈴木製菓㈱
〃	中 村 国 男	㈱中村建設
〃	丸 茂 正 樹	㈱マルモ
〃	望 月 慎 太 郎	大栄設備㈱
〃	浅 川 重 直	㈱浅川建工
〃	高 村 隆 義	㈱ユニオックス
〃	雨 宮 俊 彦	㈱マンゲン
〃	金 井 一 憲	宏和建設㈱
〃	荻 原 眞 次	㈱荻原組
〃	浅 川 俊 之	㈱浅川興業
〃	望 月 英 昭	山梨県機械金属工業団地㈱
〃	宿 沢 一 六	㈱ネオシステム
〃	加 藤 吉 一	㈱コンピュータマインド
〃	田 中 茂 樹	税理士法人ポライト田中会計
〃	伴 野 公 亮	㈱古名屋
〃	清 水 栄 一	㈱フォネット
〃	雨 宮 恵 美	㈱雨宮オートポディーサービス
〃	萩 原 眞	㈱萩原石油
〃	田 中 雅 貴	㈱カルク
〃	野 田 清 紀	㈱清 月

役職	氏名	法人名
理事	竹 井 幹	山梨北開発興業㈱
〃	名 取 政 義	㈱丸 政
〃	北 原 正 倫	山梨住宅工業㈱
〃	諸 平 あゆみ	マコト医科精機㈱
〃	有 野 義 人	中部食品㈱
〃	大 木 賢 太 郎	㈱オオキ
〃	飯 島 明 美	㈱入 兆
〃	鈴 木 利 洋	㈱山梨文化会館
〃	三 富 聖 久	山梨交通㈱
〃	望 月 尚	㈱五幸商会
〃	山 土 井 浩 一	山梨信用金庫
〃	北 條 繁 寿	㈱北條油店
〃	荻 野 雄 二	㈱オキノ
〃	松 本 一 雄	㈱光 新
〃	浅 川 貴	㈱関東技研
〃	石 原 建 二	㈱甲斐興運
〃	輿 水 崇	㈱輿水商事
〃	中 込 裕	㈱システムインナカゴミ
〃	新 藤 淳	藤精機㈱
〃	向 山 孝 明	㈱石 友
〃	村 田 俊 也	(公財)山梨総合研究所
監事	久 武 慎 一	㈱マネージメント企画
〃	秋 山 克 人	甲府信用金庫
〃	太 郎 良 留 美	(学)C2C Global Education Japan

着任の御挨拶



甲府税務署長
小林 道太

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により甲府税務署長を拝命し、東京国税局課税第一部次長から転任してまいりました小林でございます。

前任の轟署長同様、よろしくお願い申し上げます。

関会長をはじめ、甲府法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じ、税務行政に対し深いご理解と多大なるご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

甲府法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及と納税意識の高揚等を目的とした各種研修会の実施、地域の次世代を担う子供たちへの租税教育である小学校での税金教室、税に関する絵はがきコンクール及び税に関する習字展、さらには会員の皆様から寄せられたタオル等の社会福祉協議会への寄贈や富

士山クリーン作戦への参加といった社会貢献活動など、多岐にわたる取り組みを長年にわたって継続されておりますことに深く敬意を表するとともに厚く御礼申し上げます。

私もこのような甲府法人会の活動に対しまして、引き続き相互の信頼関係、連携を大切にし、緊密な協調関係を維持しつつ、皆様の活動の一助となれますよう、各種研修会への講師派遣など、できる限りのお手伝いをさせていただきます。

また、本年11月に開催される「第39回法人会全国青年の集い 山梨大会」は甲府法人会青年部会のみならず、県内の他の法人会である大月、山梨及び鵜沢の各法人会青年部会と一丸となつて「オール山梨」で取り組む大事業であり、鋭意ご準備中である皆様の並々な努力と熱意に、心より敬意を表します。本大会のスローガンである「人は石垣 人は城 光り輝く未来のために」は、人と人との絆こそが組織

や社会の礎であるという武田信玄公の教えが息づいており、まさに法人会の精神と合致するものであると感じております。全国から訪れる青年部会員の皆様と心を通わせ、山梨の魅力と活力を広く発信するこの大会が、多くの学びと繋がりを生み、未来を明るく照らす機会となることを大いに期待しております。

さて、税務行政の分野におきましても、税制改正やデジタル化の進展により、皆様の実務においても大きな変化が生じております。特に、令和7年度税制改正においては、所得税の基礎控除の見直し等がございました。適正かつ円滑な年末調整事務実施のためには、制度内容へのご理解と早めの準備が不可欠であります。税務署といたしまして、関係民間団体が主催する年末調整説明会等への講師派遣や、令和7年9月中旬から令和8年1月末まで「専用のコールセンターの設置」をし、丁寧で分かりやすい情報提供に努めてまいります。併せて甲府法人会の皆様におかれましても、研修会の開催や広報誌やホームページなどを通じた広報活動に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人甲府法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

令和7事務年度・法人系統職員新旧対照表

官 職	新 メンバー		旧 メンバー	
	氏 名	前 任 署 等	氏 名	転 任 先 等
署 長	小林 道太	東京国税局課税第一部次長	轟 智春	退職
副 署 長	前田 昌孝	京橋税務署特別国税調査官(法人調査担当)	稲田 統由起	東京国税局調査第一部特別国税調査官
法人1統括官	大山 千奈美	留任	大山 千奈美	留任
法人2統括官	中森 花江	横浜中税務署特別国税調査官(開発調査担当)連絡調整官	鎌田 晃	日本橋税務署審理専門官(源泉所得税担当)
法人審理担当	能登 光	日野税務署法人課税第1部門上席国税調査官	中岡 泰	八王子税務署法人課税第1部門上席国税調査官
源泉審理担当	齋藤 翔太	甲府税務署法人課税第5部門国税調査官	宮坂 蓉子	魏町税務署国際税務専門官(源泉所得税担当)上席国税調査官

女性部会・青年部会の定時総会を開催
 新女性部会長に雨宮恵美氏、
 青年部会長に大木賢太郎氏を再任

5月13日、女性部会及び青年部会の第15回定時総会を古名屋ホテルにおいて開催しました。甲府税務署の轟署長、親会から関会長と近藤副会長にご出席いただきました。

最初に行った女性部会の定時総会では、令和6年度の事業報告と令和7年度の事業計画が満場一致にて承認され、さらに本年は役員改選の年にあたり、飯島部会長が退任され、新たに雨宮恵美氏が選任されました。次に行った青年部会の定時総会では、令和6年度の事業報告と令和7年度の事業計画が満場一致にて承認されました。また青年部会も役員改選の年にあたり、大木部会長が再任されました。



女性部会長に新任された雨宮新部会長



女性部会長を退任された飯島前部会長

令和7～8年度 青年部会役員名簿

役職	氏名	法人名
部会長	大木賢太郎	株オオキ
副部会長	中沢雄一	有中沢実業
〃	遠藤宗和	有インシュランス相和
〃	小原一浩	株ベルベットフィナンシャルマネジメント
〃	細田和宏	株文祥堂オフィスファシリティーズ
幹事	坂本哲啓	甲府ビルサービス(株)
〃	笠井健弘	株峡南堂印刷所
〃	長澤修	株ソネット
〃	竹野幹男	竹野司法書士事務所
〃	齊木良太	株サイキ宝飾
〃	河西真	有 Cream Land Agent
〃	磯部直也	有アイ・レックス
〃	前田大治郎	株富士メディカルサービス
〃	藤原庸勝	株エスケーター
監事	高村隆義	株ユニオックス
〃	丸茂正樹	株マルモ

令和7～8年度 女性部会役員名簿

役職	氏名	法人名
部会長	雨宮恵美	有雨宮オートボディーサービス
副部会長	東條初恵	株シラネバック
〃	秋山加代子	株ホテル舟山
〃	新海比呂栄	株新海不動産業
〃	湯沢律子	湯澤工業(株)
〃	三澤早苗	株三澤工業
〃	永井理恵	賛助会員
〃	内藤誠子	有テラワン
〃	野田みゆき	昭和建設工業(株)
理事	中村友恵	株中村建設
〃	飯野みづほ	株アルファジュエリー
〃	早川悦子	中央ベニヤ(株)
〃	石井敦子	疾測量(株)
〃	荒井房子	株荒井建材
〃	光本綾子	有光本興業
〃	長谷部紀子	株たけまる
〃	岸本敏江	敷島金属工業(株)
相談役	深澤由美子	熊野屋物産(株)
〃	飯島朱美	株入光

女性部会・青年部会に入会しませんか

女性部会と青年部会では、ともに活動する部会員を募集しております。毎年全国各地で行われる「全国女性フォーラム」や「全国青年の集い」への参加や、管内の小学校へ出向いての「税金教室」など、様々な活動を通じて部会員同士楽しく活動を行っております。お問い合わせは、事務局までご連絡をお待ちしております。

(甲府法人会事務局 TEL: 055-237-7774)



再任された大木青年部会長

女性部会・青年部会員が管内7小学校 において「税金教室」を開催

女性部会・青年部会員が実施した「税金教室」

実施日	学校名	講師
6月6日	南アルプス市立櫛形西小学校	内藤誠子氏、永井理恵氏
6月10日	甲斐市立双葉西小学校	大木賢太郎氏、日原孝樹氏、阿部誠氏
6月13日	甲斐市立竜王南小学校	雨宮恵美氏、三澤早苗氏、武藤嘉世氏
6月19日	甲府市立北新小学校	遠藤宗和氏、長澤修氏
6月24日	韮崎市立韮崎小学校	中沢雄一氏、細田和宏氏、前田大治郎氏
7月15日	中央市立三村小学校	雨宮恵美氏、本田祐美氏
7月16日	南アルプス市立白根源小学校	雨宮恵美氏、内藤誠子氏、本田祐美氏



南アルプス市立櫛形西小学校



甲斐市立双葉西小学校



甲斐市立竜王南小学校



甲府市立北新小学校



中央市立三村小学校



韮崎市立韮崎小学校



南アルプス市立白根源小学校

バスケットボールクリニック

税金教室

7月6日、甲斐市敷島体育館において「バスケットボールクリニック&税金教室」を開催し、山梨県内のミニバスケットボールチームに所属する児童140名と、バスケットボール女子Wリーグ山梨クイーンビーズ（以下・山梨QB）のプロ選手13名が参加しました。

この活動は、租税教育活動と社会貢献活動の一環として県内4法人会共催で開催しました。当日の運営には、甲府法人会青年部会からも部会員4名が参加し協力しました。

バスケットボールクリニックに入る前に、税の啓発活動としてクイズ形式による『税金教室』を行い、講師は山梨QBの選手が務めるなど、会場に集まった全員が税金について楽しく学ぶことができました。

バスケットボールクリニックでは、山梨QBの選手の華麗なプレーの見学や技術指導のほか、児童とプロ選手のミニゲームも行い、会場は大変盛り上がりました。

また、クリニック終了後、女性部会が取り組んでいる『いちごプロジェクト（節電啓発事業）』のうちわも、甲府法人会女性部会員4名が配布しました。



税金クイズに答える児童



税金教室の講師を務めたプロ選手



プロ選手と対決



ドリブルを学ぶ児童



うちわを配った女性部会員



長蛇の列となったサイン会

全国青年の集い 山梨大会

決起大会

7月17日、甲府記念日ホテルにおいて「法人会全国青年の集い 山梨大会」の決起大会が開催され甲府法人会青年部会から31名が参加しました。

来たる11月20日、21日に開催する「青年の集い 山梨大会」は、山梨県内4つの青年部会が相互に協力して準備を進めており、大会の準備状況を共有するとともに、大会開催に向けた機運を醸成することを目的としました。

当日は、全国法人会総連合の青年部会連絡協議会から大貫会長と西山副会長、山梨県連の関会長をはじめとする副会長にご臨席いただくとともに、山梨県内4つの青年部会から総勢98名が集いました。

大会会長を務める大木青年部会長の挨拶の後、大会実行委員長を務める中沢副部長より、大会概要やスケジュール、各委員会で検討されてきた進捗状況を発表いたしました。

そして各委員長より大会成功に向けての抱負と、当日の協力依頼が伝えられ、より一層気運が高まりました。



抱負を述べる各委員長



説明する中沢大会実行委員長



あいさつする大木大会会長



成功を誓い合った懇親会



あいさつする山寺源泉副部長

源泉部会講習会は、6月12日にアピオ甲府タワー館において第1回を開催しました。初級講座と上級講座を行い、来年1月までの全6回がスタートしました。

開講式では山寺源泉副部長から挨拶を行い、講習会講師は甲府税務署源泉所得税担当の宮坂上席国税調査官が務めました。

本講習会は研修内容により、受講したい内容の日程だけのご参加も可能です。また、今年度からリモートでの参加も可能となりましたので、多くのお客様のご参加をお待ちしています。

令和7年度 源泉部会講習会
「知らないと損する！給与計算実務セミナー」がスタート



今年度からリモート参加も可能に

第3回(9月18日)からの受講も可能です。

お申し込み・詳細は [こちら](#)

寄せられた品々

タオル類	644枚
石けん類	55個
箱ティッシュ	80箱
ポケットティッシュ	71個
ブランケット	1枚
使用済み切手	8.7kg
未使用テレホンカード	15枚

8月4日、甲府法人会と山梨県法人会連合会は、定時総会の出席者などから寄せられたタオル、石けん、ティッシュ、使用済み切手などの品々を、山梨県と山梨県社会福祉協議会に寄贈しました。

寄贈式では、関会長から山梨県福祉保健部障害福祉課の平田課長、山梨県社会福祉協議会の小澤常務理事に、それぞれ贈呈しました。これらの品々は、山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて、県内の福祉施設などに贈られます。

今年度も、引き続き寄贈活動をはじめとした社会貢献活動を行ってまいります。

社会貢献活動
会員から寄せられたタオル等を寄贈



山梨県への寄贈



山梨県社会福祉協議会への寄贈

令和8年度 税制改正に関する アンケート調査結果

(令和7年4月実施)
回答総数 548社

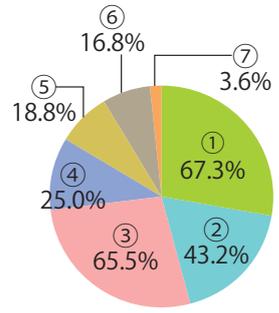
甲府法人会および山梨県法人会連合会では、本年4月に「税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は全会員企業を対象に実施し、本年は548社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「令和8年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。



Q1 中小企業向け税制

令和8年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制(法人税関係)で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んでください。

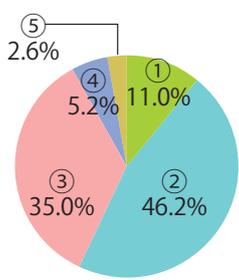
- ① 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- ② 設備投資研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他



※回答率は、回答数を集計枚数で除した数字である。

Q2 企業の賃上げ

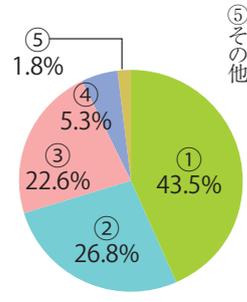
政府は「物価上昇に負けない賃上げを定着させる」こととしており、引き続き、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。



① 賃上げをする
② 賃上げを検討したい
③ 賃上げは難しい
④ 賃上げをするか決めていない
⑤ その他

Q3 価格転嫁

人件費や仕入価格などの上昇分について、あなたの会社では商品サービスの価格に転嫁できていますか。



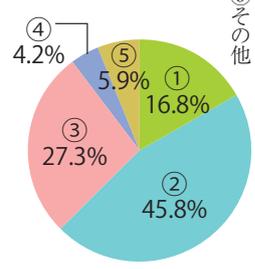
① おおむね価格転嫁できている
② 多少ではあるが価格転嫁できている
③ 価格転嫁できていない
④ 価格転嫁はしない
⑤ その他

(1) 人件費

- ① おおむね価格転嫁できている
- ② 多少ではあるが価格転嫁できている
- ③ 価格転嫁できていない
- ④ 価格転嫁はしない
- ⑤ その他

(2) 仕入価格(その他経費)

- ① おおむね価格転嫁できている
- ② 多少ではあるが価格転嫁できている
- ③ 価格転嫁できていない
- ④ 価格転嫁はしない
- ⑤ その他

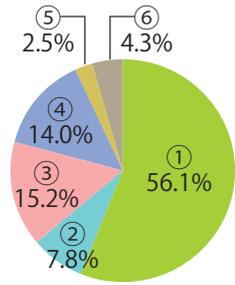


① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
⑤ 従業員への社内教育・研修
⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増
⑨ 特に問題なく対応できている
⑩ その他

Q4 消費税/インボイス制度

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて2年目となりますが、どのような負担が増えたと思いますか。以下より3つ以内で選んで下さい(免税事業者の方は、空欄のまま結構です)。

- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤ 従業員への社内教育・研修
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増
- ⑨ 特に問題なく対応できている
- ⑩ その他



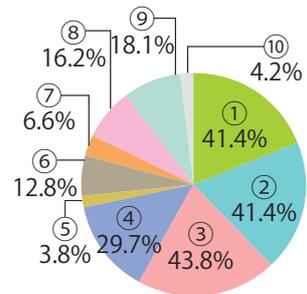
- ① これまでと変わりなく取引を行う
- ② 課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制等している
- ③ 免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい
- ④ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい
- ⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
- ⑥ その他

①	②	③	
288	40	78	
④	⑤	⑥	合計
72	13	22	513

Q5

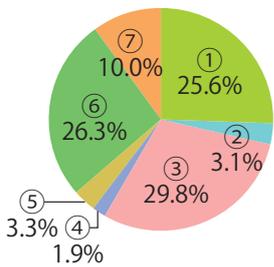
消費税／インボイス制度②

課税事業者の方にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のまま結構です）。



①	②	③	④	⑤	
227	227	240	163	21	
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	合計
70	36	89	99	23	548

※回答率は、回答数を集計枚数で除した数字である。



- ① 子や子以外の親族に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ② 親族外に事業承継する（後継者本人も承諾している）
- ③ 後継者は決まっていない（後継者候補に意思を確認していないを含む）
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦ その他

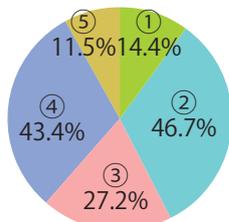
①	②	③	④
138	17	161	10
⑤	⑥	⑦	合計
18	142	54	540

Q6

事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

△参考▽インボイス制度実施後6年間は、①免税事業者からの仕入れについて仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする（令和5年10月からの3年は80%、令和8年10月からの3年は50%の控除が可能）経過措置や、②基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める負担軽減措置が設けられています。



- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の延長や一般措置の要件拡充を求める
- ④ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

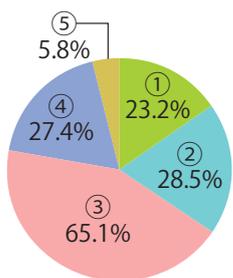
①	②	③	④	⑤	合計
79	256	149	238	63	548

※回答率は、回答数を集計枚数で除した数字である。

Q7

事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。本年度の改正では、納税猶予制度の特例措置において役員就任要件の見直しが行われました。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。



- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ その他

①	②	③	④	⑤	合計
127	156	357	150	32	548

※回答率は、回答数を集計枚数で除した数字である。

Q8

地方税／固定資産税

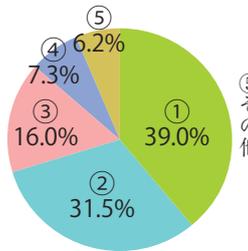
地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われてきました。その一方で、負担感の高まりに伴って、その軽減に向けた抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

「納税猶予制度とは、一定の要件を満たせば、相続又は贈与により取得した非上場株式に対応する相続税、贈与税の納税が猶予される制度。特例措置は一般措置より大幅に要件が緩和され、①令和8年3月未までに特例承継計画を提出し、②令和9年12月未までに実際に承継を行うことで、納税猶予割合が100%になります。」

Q10

厚生年金の適用範囲の拡大

現在、従業員51人以上の企業で週20時間以上働き、年106万円以上の賃金を受け取っている短時間労働者（パート等）は厚生年金の加入対象となっていますが、2035年までに段階的に企業規模要件（従業員〇〇人以上）を撤廃して頂くことが議論されています。



① 国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき
② 安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成
③ 今回の改正で十分である
④ 課税最低限の引き上げには反対
⑤ その他

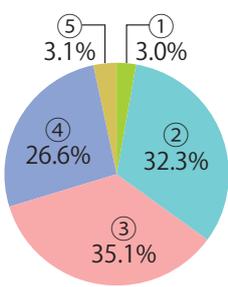
①	②	③	④	⑤	合計
209	169	86	39	33	536

Q9

所得税／基礎控除等

今回の税制改正では、物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除が58万円に、そして就業調整にも対応する観点から給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、所得税が課税されない給与収入額が103万円から123万円（年収200万円以下は160万円）に拡大されます（令和7年2月時点）。国民民主党はさらなる引き上げ（178万円）を求めています。このことについてどう考えますか。

- ① 国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき
- ② 安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成
- ③ 今回の改正で十分である
- ④ 課税最低限の引き上げには反対
- ⑤ その他



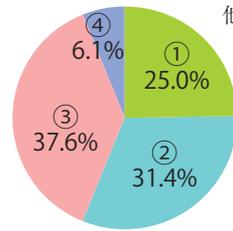
- ① 人材確保につながるので企業側がより多く負担してもよい
- ② 企業の負担軽減策が講じられるのであれば企業側が多少負担してもよい
- ③ 企業の負担軽減策が講じられたとしても企業側の負担は増えるので反対である
- ④ この段階では判断できない
- ⑤ その他

①	②	③
16	175	190
④	⑤	合計
144	17	542

Q11

厚生年金の企業負担割合

政府は、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減」措置として、労使折半となっている保険料を年収151万円未満までは企業側がより多く負担できる仕組み（企業負担割合は労働者と事業主の合意）が検討されています。この措置についてどう考えますか。



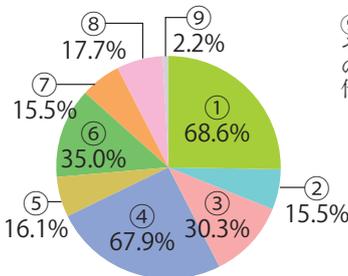
- ① 人材を確保するためにはやむを得ない
- ② 企業負担が増えるので反対である
- ③ この段階では判断できない
- ④ その他

①	②	
136	171	
③	④	合計
205	33	545

Q12

行財政改革

国や地方では行財政改革に取り組みつつあるものの、国民が納得するような抜本的改革は行われておりません。国・地方においては、どの項目を中心に見直すことが望ましいと考えますか。特に優先すべき項目を以下より3つ以内で選んで下さい。



- ① 無駄な予算の排除や歳出の効率化
- ② 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ③ 公務員の効率的な要員配置および人件費の抑制
- ④ 議員数の削減および歳費等の抑制
- ⑤ 客観的なデータに基づく政策立案とその効果検証
- ⑥ 特殊法人や独立行政法人の見直し
- ⑦ デジタル化による業務改革
- ⑧ 積極的な民間活力の導入
- ⑨ その他

①	②	③	④	⑤
376	85	166	372	88
⑥	⑦	⑧	⑨	合計
192	85	97	12	548

※回答率は、回答数を集計枚数で除した数字である。

■会員区分

	税制委員	役員(税制委員を除く)	一般会員	合計
回答数	8	124	385	517
構成比	1.8%	24.0%	74.5%	100.0%

■資本金

	1千万円以下	千万円超～5千万円以下	5千万円超～1億円以下	1億円超～3億円以下	3億円超～5億円超	合計
回答数	287	208	30	1	0	531
構成比	54.0%	39.2%	5.6%	0.2%	0.0%	100.0%

■前事業年度の申告状況

	黒字申告	赤字申告	回答保留・その他	合計
回答数	361	112	63	536
構成比	67.4%	20.9%	11.8%	100.0%

■主たる業種

	製造業	建設土木不動産	卸売小売飲食	サービス	その他	合計
回答数	122	139	109	101	63	534
構成比	22.8%	26.0%	20.4%	18.9%	11.8%	100.0%

■従業員数

	4人以下	5～19人	20～99人	100～299人	300人以上	合計
回答数	124	221	158	26	8	537
構成比	23.1%	41.2%	29.4%	4.8%	1.5%	100.0%

税制委員会

令和8年度の税制改正に関する提言を決める

甲府法人会および山梨県法人会連合会は「令和8年度税制改正に関する提言」を協議するための税制委員会を開催しました。

前ページまで記載の「税制改正に関するアンケート調査」の回答と委員会からの意見を参考に以下の提言内容に決定して、公益財団法人全国法人会総連合に提出しました。



一般社団法人山梨県法人会連合会 令和8年度税制改正に関する提言



基本的な課題

1. 税・財政改革のあり方

(1) 財政健全化に向けて

高齢化に伴い社会保障の費用は増加を続け、税金や借入金に頼る分もさらに増えている。また、物価高対策などの支出の拡大を税収で賄いきれず、借金が膨らむ構図が続いており、政府の借入金残高は過去最高を9年連続で更新し、令和6年度末で1,323兆円に達し、財政状況は一段と厳しくなっている。国や地方においても自ら身を削る行政改革による「歳出削減」に真摯に取り組むと同時に、安定的かつ持続可能な成長を前提としていくことが最も重要である。

(2) 社会保障制度に対する基本的考え方

少子高齢化社会の急進展で今後の社会保障給付は今後さらなる増大が見込まれ、もはや社会保障制度の持続可能性が危ぶまれている。長期的な視点に基づき、社会保障制度の抜本的制度改革を行うとともに、少子高齢化社会に対応した将来世代が安心して信頼できる「持続可能な制度」を実現することを要望する。

(3) 行政改革の徹底

国の財政健全化及び社会保障の安定財源を確保するために、増税は不可欠であり、国民に負担を課すのであるから、

地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削らねばならず、議員定数の削減、歳費の抑制などをはじめ、あらゆる無駄を削減するなど行政改革を徹底すべきである。

(4) マイナンバー制度

マイナンバー制度は、課税の公平を図るとともに電子政府の実現を見据えて、各行政機関が連携し、行政全般の適正処理と効率化及び国民の利便性の向上に資するという目的は理解できるものの、手続の簡素化や個人情報保護に十分留意すべきである。

政府は、真のデジタル社会の実現に向けて、十分な期間を設けて国民の不安・不信を払拭するための強固な個人情報保護や、セキュリティ面に十分留意したシステムの構築したうえで、マイナンバーの利活用の推進に向けた国民への理解を高めていくべきである。

2. 経済活性化と中小企業対策

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置

① 中小企業軽減税率の特例
健全な経営に取り組んでいる中小企業が立ち行くよう、中小法人に適用されている軽減税率の特例15%を本則化とし、昭和56年以来800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額を1,600万円に引き上げる

ことを要望する。

② 中小企業投資促進税制

対象業種・対象設備・措置内容を拡充し、中古、貸付の用に供する設備も含めるべきである。(現時点では、令和9年3月31日まで)

③ 中小企業経営強化税制

対象業種・対象設備・措置内容を拡大し、手続きを簡素化するとともに事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については、弾力的に対処すべきである。

④ 防衛特別法人税

わが国の防衛力強化に係る安定的な財源を確保するため創設するとなつては、そもそも必要なのかしつかりとして議論する必要がある。

⑤ 租税特別措置法について

税の公平性・簡素化の観点から、適用額明細書を活用して、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理・合理化を図り、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置については、対象設備等を拡充するとともに本則化すべきである。

(2) 事業承継税制の拡充

① 「法人版事業承継税制の特例」

特例措置の適用期限が決まっていること、特例承継計画の提出と認定申請が必要であること、認定を受けた後も一定期間ごとに都道府県や税務署へ報

告が必要であること、免除を受けるためには原則として後継者が死亡するか又は一定期間経過後に次の後継者へ事業承継税制の適用を受ける贈与をする必要があることの4つのデメリットがあり、後継者によつては非常に受けづらい制度となつてはいる。解りやすく、簡素な仕組みにより、納税猶予ではなく、免税になる等の制度の導入を要望する。

② 新たな事業承継税制の創出

事業に資する相続財産については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を要望する。

③ M & A に対応した税制の創出

中小企業でも M & A が事業承継に活用される事例が増加している。売り手・買い手のそれぞれに対し、事業承継を実施し、今後も事業を継続させたインセンティブとして、株式譲渡にかかる特別控除等を認めるなどの、M & A に対応した税制の創設を要望する。

(3) 消費税への対応

① 軽減税率制度の見直し

増税による低所得者層の経済的な負担軽減対策として導入された軽減税率制度は、低所得者への逆進性の観点からは不十分な制度であり、事業者の事務負担などの制度の複雑化とあいま

つて問題も多く、廃止して単一税率とすることを要望する。

② インボイス制度

事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、制度の是非を含めて見直しが必要である。

また、制度導入にあたり経過措置として設けられた、「2割特例」や「少額特例」は適用期限が令和11年9月30日までとなつてはいる。小規模事業者が経済取引から排除されない環境醸成の為に、適用期間を延長するべきである。

3. 地方のあり方

(1) 地方創生

① 土地の取得に関する税制措置
地方創生の動きを活性化させるためにも、土地活用を容易にするよう土地の取得に関する税制措置を要望する。

② 個人所得税の見直し

少子化対策に貢献するための、個人所得税の取り扱いにおける、子供が多い世帯ほど税額が少なくなる税制措置を希望する。

③ 地方公務員の人材確保と育成

地方では通常の業務に追われ創生どころではないのが実情である。地方を活性化するための地方公務員の人材確保・育成支援を要望する。

(2) 行政の効率化

① 源泉所得税の納付期限

法人や事業者の取引における決済は、殆どが月末に行われており、諸公課についてもおおむね月末が納付期限となつてはいる。

源泉徴収義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日に、納期の特例適用者は1月末日と7月末日に改めることを要望する。

② キャッシュレス納付手数料の軽減
地方税・国税納付においてキャッシュレス化を推進しているが、クレジットカード納付においては決済手数料を納税者に求める形となつてはいる。

キャッシュレス納付の利用に伴う納税コストの軽減分を勘案し、手数料の軽減又は無料化を進めるべきである。

税目別

1. 法人税関係

(1) 実態に合った法人税の構造転換について

法人税の実効税率は平成28年度から段階的に引き下げられ、平成30年度には29.74%と待望の20%台実現に至つた。

また、企業誘致を目的とした各国の法人税の引き下げ競争に歯止めかけるため、令和3年10月OECD加盟国を

中心とした136の国と地域で15%の最低税率導入で国際合意が成立した。

令和6年度税制改正大綱では、財源の確保も重要であり、税收の中立性を確保する観点からも法人税率の引き上げを検討しているようであるが、戦争や歴史的な円安に伴う原材料価格の高騰に加え、「トランプ関税ショック」により、経済や市場に多大な影響が出始め、企業業績への影響も懸念されることから、税率の引き上げは慎重に判断することが重要である。また、企業の海外流出等を防ぐためのルール作りも必要と考える。

(2) 役員給与の損金算入の拡充

現行制度は、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、職務執行の対価であるため、原則損金算入を認めること。また、同族会社における役員の実績連動給与についても、経営者のモチベーションを高める観点から、一定の要件のもと損金算入を認めることを要望する。

(3) 少額減価償却資産の見直し

中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得・事業供用した場合、年間取得価額合計額300万円までは取得価額の全額を損金算入でき

るとなっているが、上限額300万円を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、特例措置の適用期限を延長することを要望する。

2. 個人所得税

(1) 所得税のあり方

所得税は収入の多い人ほど適用される税負担率が高くなる累進課税制度となっているが、現行所得税負担率は合計所得金額が1億円をピークに、所得金額が増加するほど減少する通減現象になっている。これは株式の譲渡益や配当金、預貯金や債券の利子といった金融所得が低税率と分離課税が適用されているためで所得税の構造が逆進的になっている。分離課税税率の大幅な引き上げ、所得税最高税率のアップ、総合課税の導入など課税方式の見直しを要望する。

(2) 各種控除制度の見直し

所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべきであるが、現行制度の中で給与所得控除、公的年金控除の引き下げや基礎控除の引き上げ、又ひとり親控除の創設等により制度が複雑化し、事務負担などが増加しており、整理・合理化を図るべきである。整理・合理化にあたっては、税制だけではなく、社会保障制度の在り方なども一体とし

て働き方改革にふさわしいものとなるような検討を行うことを要望する。

また、医療費控除が申請できる必要金額は、所得金額200万円以上は年間10万円となっているが、10万円に満たない納税者も多く、適用金額の引き下げを要望する。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税

①基礎控除額の見直し
 現行の相続税の基礎控除額（3,000万円+600万円×法定相続人の数）は、平成25年度税制改正で（5,000万円+1,000万円×法定相続人の数）から引き下げられた結果、相続の課税件数割合は改正前の2倍程度になっている。

課税割合が高すぎるため、基礎控除額の引き上げを要望する。

②相続時精算課税制度の見直し

小規模宅地等の特例について、本制度を選択した場合でも一定の要件を満たした場合は適用を受けられようということ。さらに、相続物件の評価については、相続時かあるいは贈与時のいずれか評価の低い方を選択適用できるようにするほか、非課税枠の拡大を含め更なる利用しやすい制度の見直しを要望する

(2) 贈与税

現行の贈与税の基礎控除額は平成13年から110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在するという社会問題化となっている。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円程度への引き上げを要望する。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

①償却資産に対する固定資産税の廃止・縮減について
 償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、設備投資を阻害し、課税の公平性で問題がある。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては、固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与えている。

国際的にも事業用資産に対する課税が稀であるため、廃止または縮減を要望する。

②評価方法の見直し

地価が長年下落しているにもかかわらず、固定資産税は未だに過大な負担を強いられている。評価方法の適正化、税率を引き下げる等、実勢価格による税負担に近づけるべきである。

また家屋の評価額についても、建物への経年評価に改めるなど評価方法の見直しを要請する。

③ 固定資産評価の一元化

国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を行っているが、土地の使用目的により恣意的に評価されることを防止し、行政の効率化の観点からも評価体制は一元化するべきである。

④ 空き家等の流動化に資する税制の創出

空き家、空き店舗等が社会的問題となっている。建物の老朽化、破損、雑草の繁茂等による景観の悪化、災害時の倒壊による周辺住民や通行人への危害、犯罪の温床にもつながりかねない。空き家、空き店舗、空き地等の流動化に資する税制を要望する。

② 事業所税の廃止
特になし

5. その他

① 震災復興

現行の雑損控除は、災害による損失と盗難・横領による損失が同じ取扱いになっている。災害による損失は、盗難・横領による損失よりも多額であり、保険金で損失がカバー出来きれないため、雑損控除から独立した控除制度の創設

を要望する。

② 環境問題に対する税制上の対応

森林環境税が令和6年度から住民税に一律1,000円が上乗せされた。しかし、森林環境税は同じ森林整備の名目ですでに全国37道府県で独自に導入されており、独自に導入している県にとっては国税となる森林環境税も上乗せされ、「二重課税」となっている。

また、森林環境税を財源として自治体に配る森林環境譲与税は、55%を私有林人工林面積、25%を人口、20%を林業就業者数とする配分基準となっている。森林整備を目的とする税金なのに、森林が少なく林業が盛んではない都市部に相対的に多い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がなされないような配分算定基準となっている。

制度への理解醸成を進めるとともに、効果的な運用への検証を含め制度の見直しを要望する。

③ 租税教育

税は国や地方が、国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。

しかしながら、税の意義や税の果たすべき役割を必ずしも国民全員が十分

に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全員で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

④ その他

① 印紙税の廃止

現在の印紙税法は契約書や領収書などの文書による取引には課税されるが、電子契約などのデジタル文書には課税されないというのは不公平感がある。印紙税の廃止を要望する。

② 二重課税の廃止

ガソリン、酒、たばこの販売価格にはもともと税金が含まれている。それに対して更に現行10%の消費税が課され「二重課税(Tax on Tax)」となっている。二重課税の廃止を要望する。

③ 超過課税の見直し

住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、課税の公平性を欠く安易な課税と言わざるを得ない。課税を実施している自治体は出来るだけ早く標準税率に戻すことを要望する。



以上

消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

法人会

消費税には申告・納付期限があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

法律相談

遺言書に添付する財産目録と民法の改正



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q

遺言を書きたいと思っていますが全て自分で書くことが必要であるというのが従来の法律であったが、民法改正により、財産目録については自書でなくてもよいと聞きました。どういうことですか。詳しく説明してください。

A

1. 遺言書は大きく分けて公正証書遺言と自筆証書遺言があります。公正証書遺言は証人2人を同行し、公証人に対し遺言の内容を話し、それに基づき公証人が遺言書の文書を作成し、遺言者及び同行した証人2人にその文書を読み聞かせ、遺言者・証人・公証人が署名押印をして遺言書が完成します。そのためいくつもの書類が必要になるとともに費用もかかります。そこで、公正証書遺言ではなく自筆証書遺言が一般的に多く使われているといわれています。今回の民法改正は自筆証書遺言の財産目録についてであります。

2. 自筆証書遺言は、遺言者が、①全文を自ら書き、②それに作成した日付けを記載し、③署名し、④押印をすること

によって完成します。このうちどれか一つでも欠けていますと遺言書が無効となってしまいます。しかし、全文と日付けを遺言者自らが書き、署名・押印すること自体は難しいことではありませんが、多くの不動産や預貯金、有価証券を特定させて書くことは大変な作業になることがあります。近年は文書はパソコン等で作成し、自分で書くことが少なくなっていますので、財産目録を記載することを考えただけで、自筆証書遺言をすることを諦めるか、遺言者の意思とは少し異なるが、財産目録の作成が不要な内容（例えば、全ての財産を誰々に与えるとか、全ての財産を3分し3分の1ずつだれ誰と誰に与えるなどの簡単な内容）の遺言書を作成してしまう例が多く見られるといわれていました。一方、財産目録は

対象財産を特定するだけの形式的な事項であるため、この部分については自書を要求する必要性が低いと考えられます。そこで、自筆証書遺言をより使いやすいものとすることによってその利用を促進する観点から、平成30年の民法改正により、自筆証書遺言に遺産や遺贈の対象となる財産の目録（財産目録）を添付する場合には、その目録については自書を要しないこととしました。

3. 自書によらない財産目録を添付して遺言書を作成する場合の注意点は次のとおりです。

イ. 遺言書の本文は、従来どおり、遺言者が全文及び作成日付、署名は遺言者が自書し押印しなければなりません。この点については何も変わっていません。

ロ. 自筆証書遺言の方式を前記のように緩和した場合には、旧法の規律によるよりも遺言書の偽造・変造が容易になるおそれがあることから、民法第968条第2項において、自筆証書に自書によらない財産目録を添付する場合には、その目録の「毎葉（全てのページ）」に署名及び押印をしなければならないこととしています。これによって、遺言者以外の者が作成した目録が添付されることを防止しています。また、自書によらない財産目録の記載が両面に及ぶ場合にはその両面に署名及び押印をしなければならないこととしています。

ハ. 自書によらない財産目録は遺言者が自ら作成する（パソコン等を利用して）必要はありません。遺言者以外の者が作成

したものでよいし、登記事項証明書又は預金通帳の写しなど財産を特定できるものであればよいこととされています。その場合も前記の口の「毎葉」への署名押印をしなければなりません。

二. 自書でない財産目録を遺言書本文に添付する方法については自筆証書遺言との一体性を要求するほかは特段の方式を定めていません。したがって、自筆証書と財産目録とを編綴したり、契印をしたりする必要はありません。一体性を確保するために一般的にはホッチキス等で一体のものにすることが多いが、その場合でも契印をする必要はありません。契印をすることを忘れてしまったため遺言書が無効になるという事態を避けるため契印を不要としたものである。一体性を確保するため、同一の封筒に入れて封緘することも方法であると考えられます。

ホ. 財産目録への押印に用いる印については、遺言者の印であること以外に特段の要件はありません。したがって、本文が記載された自筆証書に押された印と同一のものである必要もありません。同一の印を要求する方が偽造・変造を防止できるのではないかと考えられるが、これを要求するとこの点の方式違反により無効とされる遺言が増えるおそれがあることから同一の印は要求されていません。また、いわゆる認印であっても差し支えありません。

4. 自書でない財産目録を遺言書の本文に添付することができるようになったこと及び注意点を参考に供することになりました。

税務相談



事業承継計画を立てるなら今です！
 法人版事業承継税制 後継者役員就任要件が緩和されました

東京地方税理士会 甲府支部

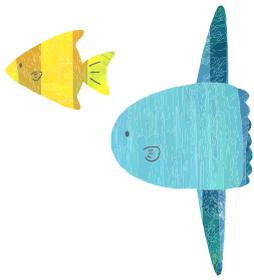
税理士 遠藤 清美

法人版事業承継税制は中小企業の円滑な事業承継支援のため、非上場会社の株式に係る相続税、贈与税の納税が猶予及び免除される税制です。平成21年の税制改正で創設され内容の拡充を行い、平成30年度の税制改正で適用期限を10年間に限定されました。そして令和7年度には役員就任要件の見直しがありました。見直しを踏まえて、特例措置を受けた場合の相続税の金額などを提示しました。比較検討の資料となれば幸いです。一方で特例承認計画の提出日や適用期限は緩和されておりません、事業承継税制の利用を検討している経営者様はこれらの期限について引き続き注意が必要です。

事業承継は、経営・経営権・相続の3つの問題を解決することです。

ワンポイントアドバイス

事業承継といえば、相続の問題と聞かれがちですが、
 ①会社の経営を上手に承継していくことが第一です。
 ②自社株で兄弟間の争いとならぬよう「資本関係」の整備を考えてください。
 ③相続税が支払えるように手を打っておきましょう。

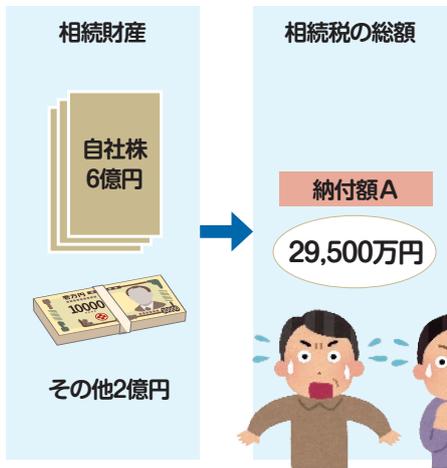


事業承継税制の特例措置をぜひご活用ください！

相続税の総額にどれだけ違いが出るか3つのケースで比較してください

具体例
 自社株の現在の評価額が4億円。5年後に6億円になり父が死亡。相続人は長男と長女。

1 対策なし



対策なしのケース

- (自社株は死亡時点の6億円で評価する)
- ① 6億円 + 2億円 - (3000万円 + 600万円 × 2人) ÷ 2 = 37,900万円
 - ② 37,900万円 × 50% - 4,200万円 = 14,750万円
 - ③ 14,750万円 × 2人 = 29,500万円

特例措置を適用するケース

- (相続時精算課税制度により4億円で自社株を評価する)
- ① 相続時精算課税制度を利用し贈与税申告
 (4億円 - 2,610万円) × 20% = 7,478万円 **納税猶予** 全額猶予申請
※「免除届出書、免除申請書」の提出
 父の死亡により猶予されている贈与税について免除
 - ② 父が死亡したときの相続税を納税猶予制度を利用して申告
 (事業承継税制の特例措置を適用(猶予税額100%))
 (注) [3億9,890万円 + 2億 - (3,000万円 + 600万円 × 2人)] ÷ 2 = 27,845万円
 27,845万円 × 45% - 2,700万円 = 9,830万円
 9,830万円 × 2人 = 19,660万円

長男の税金 $\frac{39,890\text{万円}}{19,660\text{万円} \times 59,890\text{万円}} = 13,095\text{万円}$ **納税猶予** 全額猶予申請

長女の税金 $\frac{20,000\text{万円}}{19,660\text{万円} \times 59,890\text{万円}} = 6,565\text{万円}$ **納付額B**

(注) 相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに1年間に贈与により取得した財産の価額の合計から基礎控除額(110万円)を控除する。

2 特例措置を適用した場合



特例措置を適用する前に株価対策するケース

(株価3億円で自社株を評価+相続時精算課税贈与)

① 株価対策で自社株評価3億円にしてから 相続時精算課税制度を利用し 贈与税申告すると $(3億円 - 2,610万円) \times 20\% = 5,478万円$ **納税猶予** 全額猶予申請

※「免除届出書、免除申請書」の提出

父の死亡により猶予されている贈与税について免除

② 父が死亡したときの相続税を納税猶予制度を利用して申告 (事業承継税制の特例措置を適用(猶予税額100%))

(注) $[2億9,890万円 + 2億 - (3,000万円 + 600万円 \times 2人)] \div 2 = 22,845万円$

$22,845万円 \times 45\% - 2,700万円 = 75,802,500円$

$75,802,500円 \times 2人 = 151,605,000円$

29,890万円

長男の税金 $151,605,000円 \times 49,890万円 = 9,083万円$ **納税猶予** 全額猶予申請

20,000万円

長女の税金 $151,605,000円 \times 49,890万円 = 6,077万円$ **納付額C**

(注) 相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに1年間に贈与による取得した財産の価額の合計から基礎控除額(110万円)を控除する。

- 3 特例措置適用前に株価対策した場合
- ① 自社株対策をして株価を3億円に引き下げ
 - ② ②ケースと同様に相続時精算課税で贈与税申告



- ③ ②ケースと同様に死亡時に相続税申告と納税猶予申請



特例措置の適用を受けるための要件

特例措置では、取得したすべての株式が猶予対象となり、対象株式に係る相続税の100%が猶予されます。この特例を受けるには、令和8年3月31日までに特例承継計画を都道府県知事に提出しなければなりません。この計画は、認定経営革新等支援機関(税理士、商工会、商工会議所等)の指導及び助言を受けることが必要です。また、贈与は令和9年12月31日までにしておかなければなりません。その後、認定申請は申告期限の2ヶ月前までに行い、認定書の写しとともに贈与税の申告書を提出します。

要件は必ずクリアしてください



1 認定対象会社の要件

- ① 中小企業基本法の中小企業者であること(一部該当しない業種あり)
- ② 非上場会社であること
- ③ 資産管理会社に該当しないこと等

2 先代経営者等である贈与者の主な要件

- ① 会社の代表権を有していたこと
- ② 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別な関係がある者で、50%超の議決権数を保有し、かつ後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
- ③ 贈与時において会社の代表権を有していないこと

3 先代経営者等である被相続人の主な要件

- ① 会社の代表権を有していたこと
- ② 相続開始直前において、②の要件を満たしていること

4 後継者である受贈者の主な要件

- ① 会社の代表権を有していること
- ② 18歳以上であること
- ③ 贈与の直前において役員に就任していること
- ④ 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権を有し、かつ、その中で筆頭株主であること

5 後継者が2人又は3人の場合では、

後継者及び後継者と特別な関係がある者で総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、その中で筆頭株主であること

6 後継者である相続人の主な要件

- ① 相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において、代表権を有していること
- ② 相続開始時において、④⑤の要件を満たしていること
- ③ 相続開始時において、会社の役員であること

7 贈与税の納税免除の主な要件

- ① 先代経営者(贈与者)が死亡した場合
- ② 後継者(受贈者)が死亡した場合 等

8 相続税の納税免除の主な要件

- ① 後継者が死亡した場合
- ② 特例経営承継期間の経過後「免除対象贈与」を行った場合 等

五年間の事業継続要件等、猶予税額の免除等には様々なケースがあります。詳しくは国税庁HP パンフレット・手引/相続税・贈与税関係「非上場株式についての贈与税、相続税の納税猶予・免除(法人版事業承継税制)のあらまし」をご覧ください。

パンフレット・手引/国税庁 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm>

会社のための税情報



会社にまつわる『様々な情報』をお伝えします。

(協力：甲府税務署)

源泉所得税

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。



従業員 A

今年の国会では、令和7年度の所得税の税制改正について年末からたびたび話題になっていたよね。何が、変わったのかな？

給与所得控除について、55万円の最低保障額が引き上げられたよ。



給与担当者



従業員 A

基礎控除の金額も変更されると聞いたけど。昨年とどう違うのかな？

今までは合計所得の金額が2,400万円以下であれば、基礎控除の金額は一律48万円だったけど、令和7年と8年では、合計所得が132万円以下であれば控除金額は95万円、655万円超2,350万円以下であれば、控除金額は58万円となる等、合計所得の金額に応じて、基礎控除の金額が変わるんだよ。



給与担当者



従業員 A

色々変わったんだね。令和7年度の税制改正で他に何か変わったのかな？

特定親族特別控除が新しく創設されたんだよ。今までは、特定親族の扶養の範囲内（合計所得48万円以下）でなければ、控除が受けられなかったけど、合計所得金額が58万円超123万円以下の特定親族も、所得に応じた控除が受けられるようになったんだよ。



給与担当者



従業員 A

この改正はいつから適用されるのかな？

令和7年12月1日から施行され、今年の年末調整から対象となるよ。



給与担当者



従業員 A

今年の源泉所得税は昨年度より少なくなるって期待してよさそうだね。

その人の所得金額によりけりだね。ほとんどの社員の源泉所得税は昨年より少なくなると思うけど、所得金額が2,350万円を超えるような人は、基礎控除の額に改正はないから、昨年と変わらないかもね。



給与担当者



従業員 A

私は税制改正の恩恵を受けることができ、ありがたいよ。

皆の税金は少なくなっても、給与担当者の残業は増えるばかりだよ。



給与担当者



従業員 A

給与担当者は大変ですね、お疲れ様です。

【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



申告・納税はe-Taxで手続を!!

e-Taxの
メリット



24時間
いつでもどこでも
利用可能!

マイナポータル
連携で自動入力
手間いらず!

データで保存
ペーパーレスで
すっきり!

添付書類も
オンライン提出
郵送不要!

※ e-Taxを始めるための事前準備など、詳細はe-Taxホームページをご確認ください。



e-Taxホームページ



マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



デジタル庁公式note

— こんな場面で こんなに便利 —

確定申告（個人の方）

- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、e-Taxで入力・送信すれば**提出・提示が不要**となるほか、マイナポータル連携を活用すると、添付書類の**管理・保管も不要**
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、**3週間程度で還付**
- 事業主の方が源泉徴収票のデータをオンラインで提出すれば、従業員の方の確定申告の際に**給与情報が自動で入力**され、申告手続が簡単に

納付手続

- **キャッシュレス納付**を利用すれば、金融機関や税務署などの窓口に行かずに**PCやスマートフォンで納付**でき、現金や納付書が不要に

納税証明書の交付請求

- 税務署の窓口に行かずに**スマートフォン**で納税証明書の交付請求から受取まで可能
- 納税証明書（PDF形式）は**何度も使用でき、書面でも何枚でも印刷可能**

- **手数料がお得**

1税目1年度1枚あたり
e-Tax：370円
書面：400円



国税庁 法人番号 7000012050002

日々の経理がXXで効率化?

日々の大変な
経理業務を



デジタル化
で効率UP!



デジタル化の検討にあたって

IT導入補助金の活用

中小企業・小規模事業者がデジタル化に活用できる補助金です。

「サービス等生産性向上IT導入支援事業」HPIはこちら⇒



会計・請求業務のデジタル化にあたって

クラウド会計ソフト
を利用すると

ポイント1
データで保存
ペーパーレスで
すっきり

ポイント2
オンライン化で
リモートワーク対応

ポイント3
データ連携や
自動仕訳で
生産性向上

ポイント4
電子帳簿等保存制度
に対応できる

デジタルインボイス
(Peppol)
を利用すると

ポイント1
取引相手の
システムを問わず
自動処理が可能

ポイント2
会計ソフトと連動し
自動仕訳可能

ポイント3
請求データの
自動処理で
入力ミス防止

デジタルインボイスへの
対応ソフトはこちら⇒
デジタルインボイス推進協議
会（EIPA）ホームページを
ご確認ください。



支援機関（無料相談窓口）の活用

デジタル化に関する困りごとへ関係機関が無料相談窓口を設け、支援を行っています。

国税庁HP「デジタル化に関する相談窓口一覧」はこちら⇒



国税庁HP「事業者のデジタル化促進」コーナーをご覧ください。



山梨県からののお知らせ

エルタックス
eLTAX



インターネットで簡単・便利！ 県税の納付に『eLTAX』の活用を！

地方税共同機構が運営する『eLTAX』（エルタックス）を利用すると、県税の納付を自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからワンストップで行うことができます。

納付額が変わらなければ先の先まで予約できる点が便利！

導入した皆様の声

実際にやってみたら簡単だった！

訪問支援でサポートしてもらい導入できました！

こんなメリットが！

- 全ての地方公共団体へ電子納税ができる
- 納付日を指定してダイレクト納付ができる
- 金融機関窓口等へのお出かけ不要
- 納付事務の負担軽減
- 手数料無料

eLTAX について更に詳しい情報は
《eLTAX ホームページ》
<https://www.eltax.lta.go.jp>



事前に登録した金融機関口座を指定して、県税を直接納付（ダイレクト納付）することができます。納付日を指定して納付することもでき、手数料はかかりません。

複数の地方団体へ一括で電子納税できるため、事務負担の軽減につながり、特に毎月の特例徴収に係る個人住民税の納付に活用すると、とても便利です。

電子納税できる地方税の種類

- ①個人住民税（特別徴収分）
- ②法人県民税
- ③法人事業税
- ④特別法人事業税（地方法人特別税）
- ⑤法人市町村民税
- ⑥県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 など



◆事業所訪問による eLTAX 等の利用開始の支援を行っています◆

- 県では、電子納税の利用を強力に進めていくため、税務署、市町村、金融機関等と連携し、職員が事業所を直接訪問して eLTAX や e-Tax（国税電子申告・納税システム）のソフトウェア等のインストールや口座振替依頼書の作成などを支援しています。
- この取組により、これまでに多くの企業・事業所が eLTAX 等を導入し、納税事務の効率化を達成しています。
- 皆様におかれましても、是非とも積極的な活用をお願いします。

【問い合わせ先】山梨県総務部税務課 TEL: 055-223-1386

新入会員紹介 (令和7年4月～7月) (順不同・敬称略)

株式会社ジェムプラン

代表者 佐野 貴啓
業種 貴金属製造卸
住所 甲府市上小河原町 1041-5 Tビル 101号
TEL055-287-6351 FAX055-287-6352

小松陸送株式会社 櫛形生コン工場

代表者 小松 勝治
業種 生コンクリート製造業
住所 南アルプス市十日市場 890-1
TEL055-284-1235 FAX055-284-3687

株式会社スズキ工藝

代表者 三神 光治
業種 貴金属卸業
住所 甲府市大里町 2947-7
TEL055-241-8888 FAX055-241-8889

やまなし地域デザイン株式会社

代表者 渡邊 正雄
業種 旅行業、再生エネルギー業、広告宣伝業
住所 甲府市丸の内 1-20-8
TEL055-225-0016

株式会社ムラタトレーディング

代表者 村田 光蔵
業種 製造業
住所 韮崎市富士見ヶ丘 2-2-26
TEL0551-30-9092 FAX0551-30-9093

一般社団法人やまなしソーシャルイノベーションセンター

代表者 大久保 雅直
業種 官民連携促進
住所 甲府市中央 4-12-21
TEL055-298-6374 FAX055-298-6375

アイオージー合同会社

代表者 稲月 誠
業種 警備業
住所 甲斐市竜王新町 886-14
TEL090-7700-1332

株式会社三宅建築設計事務所

代表者 芦沢 雅博
業種 建築設計業務
住所 甲府市飯田 2-6-6
TEL055-228-0339 FAX055-228-1302

有限会社山梨分析センター

代表者 深沢 慎
業種 貴金属加工
住所 甲斐市玉川 155-1
TEL055-269-7303 FAX055-269-7305

有限会社サクラビーズジャパン

代表者 アロック アガラワル
業種 宝石及び天然石の卸売及び小売り業
住所 甲府市住吉 5-11-22
TEL055-244-8322 FAX055-244-8323

合同会社CLV

代表者 岡本 拓真
業種 軽貨物運送業
住所 甲府市堀之内町 840-1
TEL070-7415-8889

株式会社大昭コンサルティング

代表者 望月 千昭
業種 宅地建物取引業、建設業、解体業
住所 甲斐市大塚 866-1
TEL0551-37-6887 FAX0551-37-6197
U R L daisho-consulting.co.jp

株式会社アトリエいろは 一級建築士事務所

代表者 千葉 健司
業種 建築設計・施工
住所 韮崎市中央町 10-17 アメリカヤビル 4F
TEL0551-45-7162 FAX0551-45-7163
U R L https://www.atelier-iroha.com/

合同会社しすてむや

代表者 奥山 比以呂
業種 ソフトウェア開発、IT サービス
住所 甲府市丸の内 2-2-1 CROSS500 1F
TEL090-3138-6618
U R L https://shisutemuya.co.jp

山梨県職業能力開発協会

代表者 高野 孫左エ門
業種 サービス業
住所 甲府市大津町 2130-2
TEL055-243-4916 FAX055-243-4919
U R L http://www.yavada.jp

研修会等の予定

○決算法人説明会

9月3日 山梨県立青少年センター
【内容】法人税についての注意点
消費税についての注意点
源泉所得税についての注意点

○新設法人説明会

9月9日 甲府法人会館
【内容】設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
源泉徴収事務について

○源泉部会講習会

知らない損する！給与計算業務セミナー
(第3回) 9月18日 アピオ甲府タワー館
【内容】特殊な給与・現物給与の取扱い

(第4回) 10月16日 アピオ甲府タワー館
【内容】年末調整事務

(第5回) 11月6日 アピオ甲府タワー館
【内容】年末調整事務

○令和7年度 法人関係税制改正セミナー

10月14日 山梨県流通センター
【内容】令和7年度 法人に関する税制改正について

発行所

公益社団法人 甲府法人会
広報委員長 太田 文三
甲府市中央4丁目12番21号
TEL 0551-23717774

印刷所

株式会社サンニ印刷

発行日 令和7年8月20日



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ



Business Guard

会員企業をサポートする AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

スマートプロテクト (総合事業者保険)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ

ALL STARS (事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える

プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+
財物損害補償特約+
地震・噴火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン
ワールドリスク

WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。
「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。
2022年2月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

山梨支店

〒400-0032

山梨県甲府市中央2-9-21 ファース甲府ビル4F

TEL 055-228-6311 FAX 055-233-5323

午前9時～午後5時 (上・日・祝日・年末年始を除く)